

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 予算決算及び会計令 (昭和二十二年勅令第百六十五号) (第一条関係)	1
○ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令 (平成十五年政令第三百六十四号) (第二条関係)	4
○ 特別会計に関する法律施行令 (平成十九年政令第二百二十四号) (第三条関係)	6
○ 文部科学省組織令 (平成十二年政令第二百五十一号) (第四条関係)	9

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第九条の三 令和三年度から令和七年度までの各年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条及び前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額から、第一号、第二号及び第五号に掲げる額の合計額が第三号及び第四号に掲げる額の合計額を上回る場合における当該上回る額を控除して計算する。</p> <p>一 平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された復興費用（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。第三号及び附則第十条において「復興財源確保法」という。）第六十九条第一項に規定する復興費用をいう。）に関する経費（各特別会計への繰入れに係るものを除く。）であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、当該各年度において、国に返納された金額（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>第九条の四 令和四年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条及び前二条の規定にかかわらず、前条の規定によ</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第九条の三 令和三年度から令和七年度までの各年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条及び前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額から、第一号、第二号及び第五号に掲げる額の合計額が第三号及び第四号に掲げる額の合計額を上回る場合における当該上回る額を控除して計算する。</p> <p>一 平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された復興費用（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。第三号及び次条において「復興財源確保法」という。）第六十九条第一項に規定する復興費用をいう。）に関する経費（各特別会計への繰入れに係るものを除く。）であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、当該各年度において、国に返納された金額（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>（新設）</p>

り計算して得た額から、同年度の一般会計補正予算（第2号）（次項において「令和四年度第二次補正予算」という。）に脱炭素成長型経済構造移行費用（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）附則第三条第一項第一号に規定する脱炭素成長型経済構造移行費用をいう。次項において同じ。）として計上された額が当該額に係る支出済歳出額及び翌年度繰越額の合計額を上回る場合における当該上回る額を控除して計算する。

令和五年度から令和七年度までの各年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条及び前二条の規定にかかわらず、前条の規定により計算して得た額から、令和四年度第二次補正予算に計上された脱炭素成長型経済構造移行費用に関する経費であつて、同法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、当該各年度において不用となつた金額及び国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）がある場合における当該不用額等（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）を控除して計算する。

前項の規定は、令和八年度から令和十四年度までの各年度における財政法第六条に規定する剰余金について準用する。この場合において、同項中「前二条」とあるのは「附則第九条の二」と、「前条」とあるのは「同条」と、「不用となつた金額及び国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）」とあるのは「国に返納された金額」と、「当該不用額等」とあるのは「当該金額」と読み替えるものとする。

第十条の二 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第三項の規定により令和五年度から令和十四年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十日まで受け入れることができる。

(新設)

改正案	現行
<p>（法第十六条の六第三項の規定による納付金の納付の手續等） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十六条の六第三項の規定による納付金（次項に規定する納付金を除く。）は、一般会計に帰属する。</p> <p>4 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の予算に計上された費用のうち脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第七条第二項の規定により国会の議決を経た費用に係る法第十六条の六第三項の規定による納付金は、同勘定に帰属する。</p> <p>附則</p> <p>（納付金の帰属に関する経過措置）</p> <p>第十一条 令和四年度の一般会計補正予算（第2号）に計上された費用のうち脱炭素成長型経済構造移行費用（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律附則第三条第一項第一号に規定する脱炭素成長型経済構造移行費用をいい、同項の規定によりこれに関する権利義務がエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属したものに限り。）に係る法第十六条の六第三項の規定による納付金は、第七条第三項の規定にかかわらず、同勘定に帰属するものとする。</p>	<p>（法第十六条の六第三項の規定による納付金の納付の手續等） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十六条の六第三項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>



改正案	現行
<p>（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 法第八十五条第三項第一号へに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>8 法第八十五条第三項第一号トに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>9（略）</p> <p>（電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第八十五条第五項第一号ニに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4 法第八十五条第五項第一号ホに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一～十二（略）</p>	<p>（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 法第八十五条第三項第一号ホに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>8 法第八十五条第三項第一号へに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>9（略）</p> <p>（電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第八十五条第五項第一号ハに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4 法第八十五条第五項第一号ニに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一～十二（略）</p>

557 (略)

(エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等)

第五十二条 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一 エネルギー需給勘定に係る次に掲げる事務 経済産業大臣

イ 法第八十五条第二項及び第三項第一号イからホまでに掲げる措置に関する事務

ロ (略)

二 六 (略)

七 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 経済産業大臣

イ 五 (略)

ト 法第八十五条第五項第一号ハに掲げる措置に関する事務

チ (略)

八 九 (略)

2 前項各号に掲げる事務以外のエネルギー対策特別会計の管理に関する事務のうち、一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項及び第九十二条の四第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、法第十七条第二項及び第九十二条の四第二項の規定による一般会計への繰入れ、周辺地域整備資金の管理その他エネルギー対策特別会計に属する現金の受入れ又は支払及び同会計全体の歳出に係る支払元受高の管理に関するものは同会計の所管大臣（エネルギー需給勘定に係るものについては内閣総理大臣及び文部科学大臣を除く。以下この項において同じ。）が協

557 (略)

(エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等)

第五十二条 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一 エネルギー需給勘定に係る次に掲げる事務 経済産業大臣

イ 法第八十五条第二項及び第三項第一号イからニまでに掲げる措置に関する事務

ロ (略)

二 六 (略)

七 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 経済産業大臣

イ 五 (略)

(新設)

ト (略)

八 九 (略)

2 前項各号に掲げる事務以外のエネルギー対策特別会計の管理に関する事務のうち、一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、同条第二項の規定による一般会計への繰入れ、周辺地域整備資金の管理その他エネルギー対策特別会計に属する現金の受入れ又は支払及び同会計全体の歳出に係る支払元受高の管理に関するものは同会計の所管大臣（エネルギー需給勘定に係るものについては内閣総理大臣及び文部科学大臣を除く。以下この項において同じ。）が協議して定めるところにより経済産業大臣が行い、その他のも

議して定めるところにより経済産業大臣が行い、その他のものは所管大臣の全部が行うものとする。

附則

(エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等の特例)

第七条の二 令和四年度の一般会計補正予算(第2号)に計上された費用のうち脱炭素成長型経済構造移行費用(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)附則第三条第一項第一号に規定する脱炭素成長型経済構造移行費用をいい、同項の規定によりこれに関する権利義務がエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属したものに限り。)についての第五十二条の規定の適用については、同条第一項第二号中「経済産業省令・環境省令」とあるのは「文部科学省令・経済産業省令・環境省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣、経済産業大臣」と、同条第二項中「内閣総理大臣及び文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とする。

第七条の三 (略)

のは所管大臣の全部が行うものとする。

附則

(新設)

第七条の二 (略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（研究開発局の所掌事務の特例）</p> <p>4 研究開発局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の経理（特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）附則第七条の二に規定する費用に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。</p> <p>5 11 （略）</p> <p>（研究開発局開発企画課の所掌事務の特例）</p> <p>12 研究開発局開発企画課は、第六十八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第四項に規定する事務をつかさどる。</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>4 10 （略）</p> <p>（新設）</p>